

引越し手続きオンラインサービスをご利用ください

転出届・転入予約はマイナポータルで

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルの「引越し手続きオンラインサービス」から、別の市区町村へ引っ越しするときの手続き（転出届）や転入予定の市区町村への来庁予定の連絡（転入予約）が可能です。

このサービスを利用すると、転出届のための来庁が不要、曜日や時間を気にする必要がない、といったメリットがありますので、ぜひご利用ください。（転出届以外の手続きが必要な場合がありますので、詳しくは各担当課へお問い合わせください。）

なお、転入・転居の手続きは必ず引越し先の自治体の窓口への来庁が必要です。その際は必ずマイナンバーカードをご持参ください。

【対象者】 本人、または同一世帯員

※国内への引越しに限ります。

【必要なもの】

- 利用者のマイナンバーカード（署名用・利用者用電子証明書搭載）またはスマホ用電子証明書
- マイナポータルにアクセスする端末（スマホ・PC）

◆従来

① 来庁し転出届を提出



これまでの住所の自治体

② 転出証明書を持って転入届を提出



新しい住所の自治体

◆サービス利用の場合

① オンラインで転出届を提出



これまでの住所の自治体

② マイナンバーカードを持って転入届を提出



新しい住所の自治体

【利用方法】

マイナポータルサイトからログインし、手続きします。

▶ 詳しくは、役場税務住民課（☎ 3 3 - 0 3 3 7）または、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎ 0 1 2 0 - 9 5 - 0 1 7 8）までお問い合わせください。

まずは町農業委員会にご相談を

農地を転用する場合は農地法の許可が必要です

農地転用は、農地を住宅や駐車場、資材置場、山林（植林）など農地以外の用途に転換することをいい、一時的な利用であっても転用として扱います。

農地を転用する場合は、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。許可を受けるためには、町農業委員会へ許可の申請が必要です。

◆許可なく転用したら

許可を受けずに無断で農地を転用した場合は、権利の移転や設定の効力は生じず、登記もできません。また原状回復命令や、罰則が科せられることもあります。



◆まずは相談を

登記簿地目が農地（田・畑）であれば、休耕地であっても農地として扱われます。転用する場所や事業の内容によって、許可基準および申請書類が異なりますので、あらかじめ町農業委員会までご相談ください。

▶ 詳しくは、町農業委員会事務局（産業振興課内 ☎ 3 3 - 0 3 3 6）までお問い合わせください。

援助が必要な方のためのマークです

ヘルプマーク・カードを配布しています

ヘルプマークは、ストラップとしてかばんなどにつけることで周囲の方に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマークです。

ヘルプマークを身に付けた方を見かけたら、バスや汽車などで席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

あわせて、ヘルプカードも配布しています。これは、緊急連絡先や配慮してほしいことなど、伝えたい情報を記入できます。希望される方は、右記の場所でヘルプマーク、ヘルプカードを配布していますので、ぜひご利用ください。



【配布場所】

熊野保健所、役場福祉課

※申請書などの書類の提出は不要です。

※郵送をご希望の場合は、送付先の住所・名前・電話番号を明記のうえ、返信用切手（110 円分）を同封し、下記宛先まで請求してください。

（宛先）

〒 514-8570 三重県こども・福祉部 地域福祉課 ユニバーサルデザイン班あて

▶ 詳しくは、役場福祉課（☎ 3 3 - 0 3 3 9）までお問い合わせください。

薬を適切に管理、使用して

ポリファーマシー（多剤併用）を予防しましょう

多くの薬を服用することで、副作用などの有害な症状が起きることをポリファーマシー（多剤併用）といいます。適切な服薬は病気の悪化防止、健康の維持向上に必要です。薬の種類が多いことが必ずしも不適切なわけではありませんが、種類が増えるほど副作用が起こりやすくなるため、薬を適切に管理・使用する必要があります。

◆気になる症状があるときは

気になる症状があっても、勝手に薬を止めた

り、減らしたりすることはよくありません。必ず、医師や薬剤師に相談しましょう。

◆お薬手帳は 1 冊にまとめましょう

お薬手帳は、同時に複数の医療機関や薬局を利用している場合でも、1 冊にまとめましょう。医師や薬剤師が現在の服薬状況を把握することで、薬の重複や飲み合わせなどを確認できます。

▶ 詳しくは、役場みらい健康課（☎ 3 3 - 0 3 5 5）までお問い合わせください。

使用しなくなったチャイルドシートなど

子育て用品の登録にご協力ください

子育て支援センターでは、ご家庭で不要になった子育て用品を、希望する方に無償で提供する子育て用品のバンク制度を行っています。

使用しなくなったチャイルドシートやベビーカーなどをお持ちの方は、子育て支援センターまでご連絡ください。

登録する子育て用品は、チャイルドシート、ベビーカー、ベビーチェア、ベビーベッドに限

定します。また、使用可能なもの、安全なものに限ります。（チャイルドシートについては国の安全基準に適合しているものに限り。）

▶ 詳しくは、子育て支援センター（☎ 3 2 - 4 6 8 8）までお問い合わせください。

